

第四十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十五号

昭和三十三年三月二十四日(火曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事 田川 誠一君 理事 渡海元三郎君

理事 藤田 義光君 理事 佐野 憲治君

理事 安井 吉典君

大石 八治君

久保田円次君

登坂重次郎君

山崎 巖君

秋山 徳雄君

重盛 寿治君

華山 親義君

栗山 礼行君

出席政府委員

内閣法制局参事

官(第一部長)

自治事務官

(行政局長)

消防庁長官

消防庁次長

委員外の出席者

専門 員

越村安太郎君

三月十九日

委員登坂重次郎君辞任につき、その補欠として藤枝泉介君が議長の名指で委員に選任された。

同日

委員藤枝泉介君辞任につき、その補欠として登坂重次郎君が議長の名指で委員に選任された。

三月十九日

道路交通法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一三八号)(予)

同日

地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)(予)

は本委員会に付託された。

本日

の会議に付した案件

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)(参議院送付)

地方自治に関する件(地方公共団体の条例に関する問題)

森田委員長 これより会議を開きます。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。登坂重次郎君。

登坂委員 現下の消防の重要性につきましては、国民ひとしく関心事でありまして、その強化及び諸制度の充実につきましては、重大なる関心を持つておると思ふのでありますが、消防庁におきましては、その具体的充実強化対策につきましてもいかなる御方針をお持ち、どういふ年次計画をお持ちでありましょうか。まず冒頭に伺つておきたいと思ふのであります。

松村政府委員 消防の充実強化につきましては、まず第一には消防施設の機械化、近代化の問題がございます。これにつきましては、昭和三十六年に消防審議会の議を経ました消防力の基準というものができております。この消防力の基準に照らしまして、各市町村ことにあるべき消防施設の目標を立てまして、それを十年計画でやつていくということ、それから、国からもその施設の充実強化につきましても三分の一の補助金を出しまして、現在やつておる最中でございます。また、消防の充実強化には、施設の強化とともに、消防に携わる人の近代化といふことも、高度の技術知識を必要とする今日の消防にふさわしい人をつくる必要がございます。これにつきましてもは各都道府県の消防学校、国の消防大学校におきまして、それぞれ必要な教育訓練を行なつております。

大体以上のようなことを中心にいたしまして、消防の充実強化をはかつてまいつております。

登坂委員 強化対策については、それぞれ消防庁においても特段の留意を払つておると思ふのでありますが、消防の組織の内容については、仄聞するところによりますと、大都市及び地方町村において、その消火能力及び施設が著しく違ふことは万人認めるところでございますが、それにつきましても、まずその消火力の設備の弱い地方の小都市並びに農村におきまして、近ごろ消防団員がだんだん減少しておる、こういう状況にありますので、これらについてはいかようにお考えでありますでしょうか、伺つておきたいと思ふのであります。

松村政府委員 お話のように、消防団員は年々減少してまいつております。十年前には二百萬の団員を数えておりましたのが、今日では百五十萬を切つております。年々五萬程度減少してまいつております。これにつきましてもいろいろの原因が考えられると思ひますが、たとえば戦後の思想、社会経済生活の事情によりまして、自分の生業を犠牲にして、消防に一身をささげるといふ風が薄れつつあるといふことも一番大きな問題だらうと思ひますが、その他若い人が地方にはだんだんいなくなる。そういうことも原因として数え上げられます。これらにつきましても、まず今日の状況から考えまして、団員を確保いたしますには、まず第一に公務災害を受けた場合に十分な補償をするということが大事だと思ひます。これにつきましても、十分とは申さないまでも、幸ひ公務災害に對しまして相当の補償をする制度ができて、これの実施が的確に行なわれております。

またその次には、出勤の場合の手当を適正にするということも大事なことであらうと思ひます。これにつきましても、地方交付税の計算の上では、一回の出動について二百圓の額が認められておるのでございますが、この二百圓自体は、今日の事情に照らして僅少であらうと思ひます。これにつきましても、年々増額するように配慮いたしておりますが、しかし現実には、この二

百圓までも支給しない市町村が相当多いのでございます。全国平均いたしますれば、百二十七圓の額になっております。これらにつきましても、地方交付税のことにいろいろの指図するわけにはまいりませんが、交付税の中でこれだけの額が計上してある、したがつて、せめてそれくらいの額は確保してもらふことを、市町村の当局に機会あるごとに要望いたしておるのでございます。

それから団員につきましても、今回御審議願つておりますが、退職の際に、長い間勤務した方々に対しては、その御苦勞に報いますために、従来は十五年以上勤務して退職いたしました団員に對しまして、国から賞状と銀杯を差し上げておりますが、それに加えて、今度法案にございまして、退に、わずかでございまして、退職職報償金を支給するということ、団員の勞苦に報い、それが結局団員の確保にも役立つ、こういうふうな考へております。またこういう物質的な処遇に加えて、精神的な処遇、勲章、報償、表彰状等につきましても、従来も特に配慮を加えておりましたが、今後もういふ問題につきましても十分考慮を加へまして、団員が進んで消防のために活躍できる素地をつくつていきたいと思ひております。

登坂委員 よくわかりました。そもそも消防としての行政指導に対する予算は、年間どのくらいあるのか。しかも、こういう地方自治体にまかして

おく消防でありますから、中央の監督ということはあまりよろしくないとは思ふのであります。せつかく消防庁が設置されておる以上、あなた方が地方消防の育成強化という意味におきまして側面なり、あるいは直接なり同じ消防団員と何か血の通った指導をしたほうがいいと思ふのであります。そういう場合にもいろいろお考えを持って第一線の消防団員に、皆さんがつくられた消防のいろいろの法典なり、あるいは日常の心がまえなり、あるいはそれらに対する報償とか、あるいはそういう基金等の問題もありましようけれども、日常やはり消防団員であるという自覚を強く持つて、信念的に動いておるこれらのいわゆる義務制を帯びた、一たん事あれば危急に身を挺するこういう団員に対する監督官庁としてのいわゆる血の通った指導行政を、いかが考えておられるか、ちょっと承っておきたい。

○松村政府委員 消防は市町村の責任になっておりますので、消防に要する経費も、市町村でまかなうというたてまえになっております。したがって、消防庁の国の予算といたしましては、年間十億円程度の予算でございますが、市町村の財源、これは地方交付税の上の基準財政需要額に見込まれて財源を計算いたしておるわけでございまして、現実には市町村が、消防の経費に充てておられます。最近の統計によりますと、大体四百億円近い金が充てられております。したがって国の予算から地方へ流れてまいりますのは、十億円のうちの七億円程度でございますが、市町村自体の経費で消防をやっ

ていくというたてまえになっておる以上は、国の予算がわずかであるということ、これは当然のことだろうと思ひます。したがって、市町村の責任ということになっておりますので、消防につきましましては、市町村に指揮命令をいたすことはできませんけれども、法律でも指導、助言、勧告、こういった市町村消防に関与する方式が認められておりますので、こういった形を用いて、市町村の指導に当たっておりますのでございまして。

最後に、お話の消防団員に対する問題でございますが、消防団員につきましましては、結局物質的な問題でこれを解決するということは困難であります。またそれがいかどうかというところも一つの問題があると思ひます。そこで現在におきましては、消防というものが市町村住民の生命、身体、財産を守る崇高な、偉大な仕事であるという自覚に基づいて、自分たちの地域の住民は自分たちの手で守る、自分たちの郷土を守る、こういう郷土愛護の精神、自治の意識というものを、十分に市町村住民の間に浸透していくことによつて、それを基盤とする消防団員あるいは消防団というものの発展が約束されてくるのではないかと考えております。機会あるごとに、そういった意識の浸透、涵養というものの注意を用いておるような次第でござい

計画でどのくらい満たされる御予定でありますか、その点を承りたいと思ひます。

○松村政府委員 十年計画では、一応消防力基準に見合う市町村の消防施設が一〇〇%できるような計画でございますけれども、遺憾ながら、毎年の手算といふものが、それを基礎として計算しただけのものがないわけでござい

ます。したがって一〇〇%に満たすには、十年以上の歳月が現在のところかかるように考えております。しかし、この計画自体としては、消防力基準に一〇〇%見合う、そういう計画にいたしております。

○登坂委員 御承知のとおり、現在は農村といへども文化水準が非常に向上されて、燃料等も石油とか天然ガスとか、そういうふうな化学燃料を多く使つておるので、これがある意味においては非常に危険性を帯び、防火に對しまして非常に危険な状態にあるという燃料状態になっておる。特に農村は木造で、しかもわら屋根づくりが多い。また、農村の行なつております仕事の間係上、非常に危険物がまわりに多い。こういうようなときに、二、三日前、私のほうでもあったのであります。一部落全滅した。非常に火の回りが早い、そういうときにあたつて、消防の重要性と火急さというものが認められるのであります。ふだんはどうも、やはりこういう火事とか災害は、心理的にもそういういまいましいことを予想するということ、われわれの生活上芳しくないもので、だれしもそういう危急の場合を想像することがあまり好まないのではありませんが、いざそういう大火あるいは類焼に及んだ

ときに、消防さえあればいいなということとは当然のことでございます。先ほど来地方自治体にまかせておくから助言なり云々ということでありまして、もう少し高度の立場から、か弱い経済力の自治体に対して、消防庁として基本的な予算をもちまして、これを強力に指導するほうがよいのではないかと、こういうふうな考えられるのであります。いまのお役所の立場として、そういう地方自治体の独立性という意味からして、なかなか困難だと思ふのであります。これを今度予算措置をどうしたらいいか、あなたのほうの消防の行政指導力をいかにして

いったらいいのかということ、あなたの方みずからその用務には当たつておられると思ふのであります。先ほど来、十億の予算中七億、しかもその七億も、承るところによりますれば、大蔵省の補助金等合理化審議会によりまして、この補助金はけしからぬから切れというふうな話があつて、来年度の予算にはこれが措置ができないのではないかと、こういううわさがあるのであります。その点ちょっと承らしていただきたいと思ふのであります。

○松村政府委員 消防は、市町村の任務でございますから、消防に要する金も市町村でまかなうべきであるというのはいささか理屈だらうと思ひます。しかし現実問題といたしましては、やはり市町村でまかせておられます。消防施設の整備といふものはなかなか行なわれたいのでございまして、そこで、国といたしまして財政的に援助の手を差し伸べることにしまして、市町村が消防施設を目標に向かつて整備していくようにつとむべきことは、当然な

ことだろうと思ふのでございます。そういう意味で、昨年消防につきましまして補助金合理化の答の一対象になりましたことは、非常に遺憾に思つておるのでございまして、消防の補助金は、ただ漫然と補助を出しておるのでございまして、先ほど申し上げましたように、十年計画、それも一つのめどを持った計画といふものに基づいて、そして補助の対象もきちんと法令で定めておられますし、補助の基準額も法令で定めておる、そういうふうなきわめて限定された制限つき補助金でございまして、こういう補助金までも廃止するとか削減するといふことは、私は当を得ないと思ひます。昨年の補助金に関する答申がございましたけれども、私も、ある一定期間の間はこの補助金の必要性を関係方面に強調いたしまして、今後とも財政援助の手を差し伸べることにしまして市町村の消防の充実発展をはかつてまいりたい、そういうふうな考えております。

○登坂委員 ぜひそうしていただきたいと思ふのであります。実を申せば、先ほど来、十年計画まだ半ばにして、補助金というふうなないかに財政法上問題がある項目にいたしました。消防それ自体の目的がまだ半ばに止まらないうちに、指導方針が変更するといふことになりまして、あなたの方のほうの十年計画なるものも途中でとんざすると思ふのであります。その辺はもし来年云々ということになりますれば、一体どういふふうな蹉跌が来たのでありますか、その点承りたい。

に、この二百圓は、一身の犠牲を顧みな

はできません。しかし、先ほど申しましたように、消防経費はこれだけあるというのを各市町村の当局者に認識理解させることによって、少なくともも交付税で認められた額までは現実の予算に計上し、実行の上においてもこれを実現するように指導をいたしております。

ん。そこで、昨年消防組織法が改正されて、従来は消防本部、消防署を置くことが市町村の任意でありましたが、政令で定める市町村は常設消防を有するなければならないということになってきたのでございます。そこで、消防庁といたしましては、現在市街地人口一万人以上を持つような市町村につ

てわれわれ仄聞し、また普通の考えで地方の消防団員の内容を見てまいりますときに、義務として晴れやかな気持でちで火急に処するというような、いわゆるとうとい犠牲的精神によっていわゆる消防精神というものが流れ伝わっておりますので、喜々として火急の場合に出動いたしておりますのですが、こ

まして、高度の知識技術を身に付けたりつばな消防人が形成されるような現段階におるのでございます。

○登坂委員　先ほど来申し上げましたとおり、現在青壮年が非常に少なくなっております。他の産業に転出して、経済情勢も変わって世情も変わってまいりましたので、団員が漸減してい

くのは当然のことでありまして、そういう立場から考えますと、量より質という時代になってくると思うのであります。ですから、現在携わっている消防団員が、できるだけ能率的に活動できますように、特段とその指導強化をはかってもらいたいと思うのであります。先ほど来申し上げたのであります。この団員の手当が、二百円というの、これができるだけふやすということであります。この待遇問題、あるいは服装問題も、なるほど統一はしてあるようでありますが、実際に地方の消防団に参りますと、なかなかその服装も一定してない。これは地方の自治体の財政状態にもよるのであります。そういうことも含めてわれわれは消防団の資金、経費の内容等についても増額して、これらの恵まれない団員の日常の崇高なつとめに対してお報いしなければいけないのじゃないか、こういうふうな考えでおるのであります。消防団といたしましては予算措置については補助金制度が一本だ、あるいはワケ外起債が云々だ、これではどうもたよりないのであります。この対策強化については、われわれもできるだけの御援助申し上げたいと思うのであります。消防団といたしまして、もう一ぺん重ねてその心がまえというものであるいは御方針について承らしていただいて、私の質問を終わらしていただきます。と思うのであります。

○松村政府委員 消防団員の待遇をできるだけ向上して、その労苦に報いてまいらなければならぬと思ひますことは、何人も異存ないところであらうと思ひます。したがって消防団とい

たしまして、先ほどからお話が出ております手当等の問題につきまして、できるだけ努力、改善をしていくことにいたしておりますが、なお、服制につきましては、これも地方交付税で三年に一着という計算で計上されておるのでございます。また服制の様式も、実は国のほうで基準だけは示してあるのですが、末端の市町村へいきますと、その辺がいろいろまちまちになっておりますのはまことに遺憾でございますけれども、いまお話のございましたように、今後ともこの団員の待遇の問題につきましては、全力を傾注して、その向上、改善をはかってまいりたいと思ひます。

○森田委員 華山親義君。

○華山委員 お聞きいたしましたも困りの問題と思ひますけれども、実は出かせぎ者の問題なんです。大体単作寒冷地帯におきまして、毎年のこととございまして、冬の出かせぎ者が非常に多いわけでございます。私の山形県におきましては、大体四万人が出かせぎ者といわれております。人によりましては六万人とも言ひますけれども、そういった山形県におきましては、農家人口が十二万戸でございまして、平均いたしまして三軒に一人、あるいは半分が農家から出かせぎに出ていた状態でございます。これがまた地方的に分布が違つておりました。山村に参りますれば非常に多い。それで山村地帯におきましては、冬の間の五カ月なり六カ月というものは消防活動がほとんど麻痺している。地方紙等によりますと、一つの部落におきまして六人の消防団員が一人もおらない、こういうことも出ていた状態でございます。

ざいまして、可搬ポンプにつきまして、婦女子に頼みましてはこれは運べるものでもございませぬ。また機械の操作もできません。そういうふうな状態でございます。出かせぎ者の問題もいろいろな社会問題に相なつております。いろいろな点に問題がございまして、いかなる限りにおきまして問題なものでございまして、いかんともなしがたい状態でございます。お聞き及びのことかと存じますし、御質問申し上げてもお困りかと存じますけれども、これにつきましては何か対策等、お考えが参りますれば伺つておきたいと存じます。

○松村政府委員 基本的には消防に従事する人の出かせぎの問題につきましては、これはやはり市町村が共同して消防事務組合を設けて、常設消防を設けるとか、あるいは周辺に常設消防を持つております都市がございまして、その都市に消防の事務を委託するとか、こういうような共同処理方式で消防の仕事をやつていくということを考えていかなければならぬ事柄ではないかと思ひます。しかしそういうことができない場合におきましては、その市町村に残つております人たちに

よつて、自分たちの町、村を守る体制をつくらざるを得ません。これはいま日本の、地方には間々あるものであります。老人あるいは婦人等によつて消防団というものを結成する、あるいは役場の職員によつて消防団というものを結成する、こういうことも最後の場合には考へていかなければならぬ事柄ではなからうかと思ひます。ござい

なお、ちよつといまの質問の御趣旨がその辺にあつたのか、あるいは今度の退職報償金の勤務年数の問題に關連して御質問なされたかとも思われるのでございますが、実は山形県でそういうような問題があつて、勤務年数が一年に満たない者は勤務年数の中に合算しないたてまえにいたしておるのでございまして、その辺のことを御質問になつたのでございまして、これをどう処理していくか、現在私どもも検討中であるのでございまして、いまのところは一年未満の者は勤務年数に合算しない。しかしこれも、そういう実情が相当広範囲にある問題でありますれば、何か深く考へる必要もあるのではなからうか、こういうふうに考へておりました。現在その辺について、今後の問題として検討をいたしておるところでございます。

○華山委員 ただいまお話をいただきましたような、出かせぎ者によりまして全く麻痺しているようなところにつきましての方策につきましては、ただいまお答えになりましたようなことを各市町村がやつておられるのでござい

ます。それにいたしまして、OBを動員するといひましても、なかなかこのごろの新しい機械を操縦するといふようなことはできません。また山村僻地になりますれば、非常に雪道で遠いところでございます。非常に不安な状態にあるのでございまして。しかし、このことを何とかしろということをお願いして、非常に無理じゃないかと私は思ひます。非常によろしく、私も、実態を御調査になりまして、そしてしかるべきところの方法をおとりくださいますようお願いいたします。

す。ほんとうに山間に参りますと、現在冬は男がおりません。そういう状態でございます。半年の間そういう状態が続く、そういうことを深く御認識になりまして、これらの地域も安全であるように御処置をお願いしたい、こういうふうな考へるわけでございます。

なお、この婦女子等が消防に従事いたしました場合には、これは消防団員としての処遇が受けられるのでござい

○松村政府委員 消防団員ということにはつきりいたしておる場合は、もちろんのことでございますが、消防の仕事に現場で従事して公務災害を受けた、こういう場合におきましては、公務災害補償の法令によりまして、これにつきまして補償をすることになっております。

○華山委員 それから一つ伺ひます。このごろ新聞等で見ますと、公営企業と関係のある問題でございまして、水道の断水であったために火事が広がったというふうなことがときどき出ますけれども、そういうようなことが實際いろいろあるものでございまして、どうか、お伺ひしたいと思ひます。

○松村政府委員 これにつきましては、特に大都市、東京あたりの非常に水に困つて時間給水等をやつております地帯におきましては、消防自動車がかけて消防せんに開きました場合に、これは実はあらかじめ水道当局のほうへ水の制限を解除してもらふよう

に連絡はするのでございますけれども、しかし現実にはやはり水圧が低くて水が十分出ない、そのために防くことのできる火災も防ぎ得ないという事情が出ておりますことは事実でございます。

○華山委員 最近非常に建物の高さの制限が緩和されて、高層の建築ができるということになりましたし、それにつれてホテル等も高層建築ができるということでございますが、東京の現在の公営企業としての水道の力によりまして、こういうふうな火災の際に安全なものでございますかどうか、お見込みを伺いたい。

○松村政府委員 現在の東京の事情を前提にいたしても、先ほどからお話のございましたように、水の事情というものは満足すべき状態にあるとは言えないと思います。したがって、今後、建築の制限が緩和されて、高層建築ができれば、その辺も一つの大きな問題になるかと思ひますが、これにつきましては、都の水道に依存するということだけでなく、その建物自体におきまして、地下水によって水の整備をはかり、そして各階に屋内消火せんを設けて、消防のホースをその消火せんへつなぎまして、その地下水等によって火災の消火に当たる、こういうことを考えていくことにしております。

○華山委員 私、何か政策がまとまっていないような気がするのでございませう。片方におきまして公営企業の水道が入口の集中に伴わない状態ですが、一面において地下水をくみ上げるといふことは非常に制限する方針でいるわけでございます。そしてなおかつ高層

建築だけを許可する、制限を緩和する。その三つのことが、もう一つのまとまった方策として出ておられないのじゃないか。ただいま地下水をくみ上げるとおっしゃいますけれども、それは消防庁のお考えなのであつて、高層建築のために地下水をくみ上げるといふようなこと、ことに下町等におきまして地盤沈下の問題もございまして、そういうことは、はたして各関係省庁において十分御連絡の上研究なさつた問題でございませうか。

○松村政府委員 私は先ほど地下水とのお話をいたしましたけれども、それも一部でございますが、その建物自体に貯水槽あるいは各階に水のタンク等を設けて、平素水道等によって水を貯えておく、あるいは天然の水を貯えておく、こういうことでございまして、先ほど地下水とだけ申しましたのは適当でありませんので、ひとつそのようにお考え願ひたいと思います。

○華山委員 私は何か政策がばらばらで、非常に不安な感じがするわけでございます。消防庁におきましても、消防の見地からそういうふうな都市建設等につきましては十分に御注意願ひたいでございます。こういうふうな考える次第でございませう。質問を終わります。

○栗山委員 今度の消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案の問題の本旨だけに限ってお尋ねを申し上げます。思います。基本的な問題でございませうが、消防機具の問題については、市町村では漸次的に改善、改良を加えられてきておる、こういうふうな方ができると思ひますが、農村の構造的な変化

等に伴ひまして問題もあるものでありますけれども、痛切に感じますことは、いまの市町村の消防団員の人的構成、この問題は何か老化現象の特徴があらわれておるのではないかと、いわゆる背壮年の構成の比率は非常に少なく、俗に言ひますロータリ化した、マンネリ化したという把握を私はいたしておるのであります。こういうことについて、消防団の構成自体にやはり近代化の方向を持たしていくということになれば、腰の曲がりそうな人たちが無理に腰を立てて、それが消防団の構成の中核になっておる、こういうふうな状態であるが、消防庁は構造改革をどのようにはかていくか、こういうことについての基本的な考え方をどのようにならしていかしやるかということをお長官にお伺ひいたしたい。

○松村政府委員 消防団員のことにつきましては、市町村が責任者でございませうが、市町村におきましても、それそれ年齢等を考えまして、団員の更新をはかておられます。けれども、今日の地方の事情では、若い人そのものがほとんど少なくなつておるのでございませう。したがって若い人をもつて団員を構成するにも人の不足を来さす。そこで従来の年をとつた人により依存していかねばならぬというものが現実ではないかと私は思ひます。したがひまして、消防庁としまして、若い年代によつて消防団員を構成することが望まれるのでございませうけれども、それには先ほどから申述べておられますようないろいろな措置を講ずることによつて、若い人が進んで団員になる、そういう素地をつくることも大切だと思ひますが、しかし

現実には若い者が少ないということになりますと、これはいかんともしがたいのでございまして、そういう傾向のこのことを考えますと、やはり市町村が共同して常設の消防力を保持する、こういう方向へ向かつて進むべきではないかというふうな考えがあるのでございませう。

○栗山委員 農村の構成、構造変化自体に大きな原因があるということも否めない事実であらうかと思ひます。私は、先ほどの松村長官の御答弁をお伺ひいたしてございまして、やはり消防団の特質から見て、消防団の若いモラルをつくり上げていくということが最も中心的な課題にならなければ、古い世代と非近代的な条件のみを持つ中には、確かに青少年がそういうおっさんのところに入らない、あるいは壮年がどういう役割をになつていくかということの条件が生まれてこない、こういう問題が起きてくると思ひます。あなたの説明のように、農村の構造改革から、そういう青年の構造変化の中で、これはやむを得ないのではないかと、こういうことでは指導にもなりませうし、適切な消防団の構成というものができない。それにはおのずから、どういふモラルと内容を持つて、困難の中に、いい一つの消防団の構成をはかていくかという明確な指導と内容と指針を示していくということが中心でなかろうかと思ひます。どうも現象面をとらえて、やむを得ないのだというふうなことで、市町村におけるそういう一つの盲点に直面しておる消防団の方向づけができないと私は思ひますが、その点についてひとつ指針的な御意見をお聞かせ願ひたい。

○松村政府委員 ことばが足りなかつたと思ひますが、私がやむを得ないと申しましたのは、地方によつては若い人の絶対数がない、こういう場合のこととございまして、若い人がいるのに団員になり手がないという場合におきましては、いまお話のございましたように、いろいろの処遇の改善を加えることが大事ではございませうけれども、基本はやはり自分たちの市町村のことは自分たちの手で守つていく、こういう郷土愛護の精神というものがその市町村に強く浸透していくこと、そのことが若い人たちが団員に進んで参加させる道であるというふうな考えをとりまして、私も機会あるごとにそういう精神、意識の浸透に努力いたしておるのでございませう。

○栗山委員 若干その問題と関連いたしますが、従来、長年勤続された方に銀杯その他適宜に報償的な意味で記念品をお贈りになつておる、こういう説明がございまして、また今度共済補償制度と申しますか退職報償金制度、こういうとらえ方を、少しでも労苦に報いて消防団自体の強化の方向を示していきたい、こういう御提案がこの内容であらうかと思ひますが、どうもあまり制度的にも内容的にも、しかも金額的に見ても大した内容を持たないというものを御提案されるということに何かロジックが合わないわけでありませうが、元来はそういう非常勤の人たちが、自治的に行なつていくという制度的条件が望ましいというところで、それに誇りを持つてやつておつた、こういう感じがするのです。退職金というふうになりますと、おのずから観点が違つてくると思ひます。しかも長年の見

合う一つの条件をどうつけるかということ、いわゆる退職金を制度化するという点とは根本的に違ふのではなからうか。どういふとらえ方であらうか。退職金制度の方向をお出しになったかという点についての基本的な考え方を伺いたい。

○松村政府委員 これは退職金というものでございまして、退職の際に、長年つとめた御苦労に報いるほんの志、こういうふうにとらえておるのでございまして。したがって退職報償金制度、こう呼んでおるのでございまして。お話のように十五年以上とめまして、お話を聞いておいて、いま考えておりますのは三万ないし七万、これはいまの世の中から申せばきつめてわずかな金額でございまして。しかしわずかな金額でも、これは市町村が団員に支給するのでございまして、市町村の住民が、長い間消防のために尽くしてくださった方々に、ほんの住民の志をあらわす、そういうことによつて長い間の苦労に報いていく、こういう考えであります。この三万ないし七万という金額は、今日使いますれば何ほどのものに使へるか問題でありましょうけれども、そういう特別の制度で団員を遇し、団員に報いるのだ、そういう気持ちであらわす制度であります。これは、いま満足はこういうところとございまして、行か行か、今後事情が許しますならば、この三万ないし七万という金額もだんだんに引き上げていくことができるだらうと思ひます。そういうふうな趣旨で今回この提案をいたしました次第でございまして。

○栗山委員 この三万から七万というその分類ですね、あるいは役務規程と

いうことが、十五年以上の年限的条件によつて三万とか七万とか、こういう点が明確な御説明がないのですが、三万から七万、そういうワケ内の取り扱いをどのような基準と内容のものでこれを示していこうとするのか、その点をお伺いしたい。

○松村政府委員 これは法律が制定されましたならば、政令その他によつて基準をつくつてまいりたいと思ひます。年数と階級によつて違つてくるのでございまして。十五年以上とめた一般の団員につきましては最低三万、一番多いのは二十五年以上とめとおやめになった団長、これが七万。その間におきまして十五年、二十年、二十五年、それから団長、副団長、分団長、団員、こういうふうな組み合わせで段階を設けたい、こういうふうな考えでおるのでございまして。

○栗山委員 どうなんでしょう。そういたしますと、ほんとうのねらいは、長年勤続された論功行實の性格を重点に置いて、こういう制度がされようということが中心なのか、あるいはそういう要素も含みつつ将来の消防組織の強化をはかつていきたいということを中心としてこの制度化の御提案をなすのか、この点も、本質的な問題でありますからもう少し明確にしてみたい。

○松村政府委員 これは、消防団員がいろいろな事情で年々減少してくる、そのためには団員の確保ということをはかる必要がある。それにはいろいろのことを考えていかなければならぬ。その一環として、こういう考え方が浮かんだことも事実でございまして。しか

し、それにはあまりにもこの金額は少額でございまして、私は先ほどから申しておりますように、これはむしろ長い間つとめた人に住民が感謝の意をあらわすんだ、国のほうでは銀杯、表彰状を出しておるけれども、われわれ住民のほうでも、ほんのわずかな金額であるけれども、その労に報いる志をあらわすんだ、こういうことで、それによつてひいては市町村住民の中から消防団員に参加する、そういう気風というものがつちかわれていくのではないかと、こういう考え方に立つてこの制度を考えておるような次第でございまして。

○栗山委員 ちょっとおかしいですね。お話を伺つておきますと、全く論功行實という性格からとらえてこれをした、こういうことのように私は受け取れるわけですね。しかもあなたのお説によりますと、そういう退職報償金制度の中から将来のこの組織への好影響をもたらして、消防団の方向づけの一助ということも含まれておる。説明は非常に美しいのでありますけれども、実態は、十五年以上ということに容易な年限ではございせん。それに論功行實ということなら、それにふさわしい一つの条件の内容を整備すべきである。それから、あなたの後段に言われる内容を持つたならば、やはりそういうことによつてますます市町村における消防団の方向づけというか、いい指針としての条件、こういうことでなければ、若い青壮年の人が十五年やればひとつ地方自治体が感謝の意を示すのだ、ないよりむしろ、退職報償金制度というものがあつて、三万から、役職、年限によつて七万くらいくれるの

だというようなことについては、これはないよりむしろ、こういう議論をするれば暴論で、議論の展開の余地はないのですけれども、何の影響もないのです。だから、二つの面を持つていられる、二つの面としての条件を整備される、こういうことがやはり基本にならなければ、ちよつとなまぬいというよりも、湯にもなりませぬぞ。どう考えていらつしやるのですか。

○松村政府委員 論功行實ということばの意味が十分理解されないものであります。長年つとめた人に対する市町村の気持ちであらわす、これと論功行實ということと私違ふと思ひますが、私は、むしろ論功行實という意味よりも、市町村が感謝の意をあらわす、こういうことに重点を置いておるのでございまして。そしてそういうふうにして市町村が団員に對しまして、長年つとめて御苦労であつたということで感謝の意をあらわすことによつて、市町村の住民の間に、消防団員としてつとめる人に対する感謝の気持ちというものがだんだんに浸透していく、それによつて先ほど申しましたように、団員の確保といひますかそういうものにも役立っていく、そういう観点からこの制度を考えた次第であります。

○栗山委員 論功行實という一つのところから、私はきつめて通俗的に申し上げたのであります。ということ、やはり役付条件、年限、こういうことで二つの条件に見合つた者に何らかのそういう一つの意思をあらわしてその労をたたえたい、こういうところにありますから、私はそういう意味で通俗的に論功行實、こういう定義は、なく、表現をいたしたのであります。ど

うも形式的な、そしてその内容の結ばざる要素を多分に持つておると思ふのです。私は長官にお尋ねいたしますが、退職報償金制度というふうな、中身と制度とが全くそれに伴わないような一つの制度というものは好ましくない。私は、もし市町村の消防団の実態からいふならば、退職報償金制度ということよりも、これを従来銀杯その他において表彰しておつたような、表彰の制度の内容としてとらえるべきだ。字句の問題ではなくて、考えの基本をそこに置いてやるべきだ。これは長い間みずから勇んで、そして誇りを持ってやつてきておる人たちに對してあまり喜ばしく、ものを計算するものは、ないよりはむしろたほうが得たということになります。そういうことよりも、私は任務に對する誇りを傷つけないか。むしろ素朴に端的に高く表彰する、こういう一つの制度的内容としてこれをやつていくのが本来の筋ではないか、こういうふうにご考慮のすべし、私の見解はあなたと異にいたしまし

すけれども、私の見解についてどういふ御意見をもちこになるか、お伺ひしたい。

○松村政府委員 名前は別といたしまして、気持ちの点においてはそういうふうな気持ちを持つておるわけでありまして。ただ、さきに私が申し上げた銀杯等も、実はこれも退職報償金制度というふうな呼んでおるのでございまして。そして銀杯のほうは十五年という線まで区切つた。それから実は三万から七万というふうなぐわすかな金でございまして、一律にという考えもないわ

○森田委員長 次に、地方自治に関する件について調査を進めます。

地方公共団体の条例に關する問題について質疑の通告がありますので、これを許します。阪上安太郎君。

○阪上委員 ただいま議題となりまし
た府県条例に関する問題につきまして
質問いたします。

私が本日質問申し上げたいのは、山
梨県の恩賜県有財産管理条例の一部を
改正する条例案、これがいま山梨県会
で提出されましてたいへん物議をかも
しておるものであります。これは恩賜の
山林を山梨県がもらい受けまして、そ
れに対する管理等について条例を設け
ておるものであります。最近地方自
治法の改正に伴いまして財産区分が変
わつてまいりましたので、それに対処
しておそらく条例改正に出たのである
と思うのであります。ところが、この条
例改正の内容が問題になってくるわけ
なのであります。在来普通財産的な扱
い方をしておる、あるいは基本財産で
あったかもしれないのであります。が、
それを今回の法改正に伴って普通財産
と行政財産に分けることになっており
ますので、この財産を行政財産として
処理しよう、こういう形に出てきたわ
けなんです。ところが、この財
産につきましては、在来から関係市町
村の住民が入り会い権を持っています、
こういうことになっております。もし
これが行政財産として制定されますな
らば、当然法に基づいて私権の対象に
はならないわけでありまして、入り
会い権は抹殺されるということになる
わけなんです。そこでいま住民がその
問題を非常に危惧いたしておる、こう
いう段階でございまして、しかもすで
にこの条例改正案というのは当該県の議
会にかかつて、目下審議中でありま
す。多くの市町村民、関係住民が押し
かけてかなり不穏な状態まで出てお
る、こういうことでありますので、緊

急質問をいたしたわけでありまして。

まず最初に、このことにつきまして
行政局長あたりで全貌をつかんでおら
れるかどうか、つかんでおられたらあ
なたはどういうふうにつかんでおられ
るか、これをひとつ御答願いたい。

○佐久間政府委員 お尋ねの山梨県恩
賜県有財産管理条例改正の件につきま
しては、県の係官が私のほうの行政課
のほうに条例案について法令上の相談
に見えたのでございまして。そこで、県
がどういう条例案を考えておるかとい
うことにつきまして、概略私も報告を
受けました。

○阪上委員 前回の委員会で愛知県条
例が問題になりまして、いろいろ議論
が行なわれたのであります。その結果
省議をまとめて報告するということにな
つておりますが、これがまだ出ない
のであります。今回のこの場合におき
まして、やはりあのときと同じような
問題があるのじゃないか、かように考
えるわけでありまして。すなわち、県か
ら言つてきたいろいろの事情を説明し
て自治省の見解を求めた、そこで自治
省は愛知県の場合には違法ではないけ
れども、たいして適当とは思えないと
いう程度の指導をしておられる。そこ
で今回のこの場合においては内容等も
若干御存じのようでありまして、どう
いうふうな指導をなさつたんでしょ
うか。

〔委員長退席、田川委員長代理着
席〕

○佐久間政府委員 この条例案につき
ましては、素案でございまして、なお
いろいろ検討を要する点があるのでは
ないかということで、若干法令上の問
題につきまして私どもの係官が意見を

申したようでございまして。ただこの条
例の中で、実際の運用にあたりまして
は、県自体の運用にかかつている部分
が相当ありますので、その点について
は県自体の考え方をもう少し検討をさ
れる必要があるのじゃないかというこ
とを申したのであります。

○阪上委員 時間がありませんので、
あまり持つて回つた質問はいたしませ
ん。要はこれが行政財産になります
と、住民が一番心配しておるのは私権
が抹殺されてしまう、こういう点だ
と思うのです。この点は行政財産とな
れば私権の対象にはならぬ、こういうこ
とは法律でもう明白ですね。その点の
見解はどうでしょう。

○佐久間政府委員 行政財産になりま
すと、お話のとおり私権の対象には
なりません。

○阪上委員 そこでこの法律第二百三
十八条の四と同じく二百三十八条の
六、これとの関係における優先順位は
一体どういうふうな法的に解釈できる
のですか。すなわち「行政財産の管理
及び処分」これが二百三十八条の四で
ございまして、それに対して二百三十
八条の六で「旧来の慣行により市町村
の住民中特に公有財産を使用する権利
を有する者があるときは、その旧慣に
よる」と明白に規定されております。
これは改正前の法律も同じことだと思
います。これはこの条文から言うとい
うと、一体どっちが優先権を持ってい
るのですか。

○佐久間政府委員 この二百三十八条
の六のほうは、これは市町村の住民に
だけ認められました権利でございませ
う。山梨県の場合は県有財産でござ
いますので、これに該当するものじゃ
ないのじゃないかと思つております。

それからのほうのお尋ねでござい
ますが、行政財産は公有または公共用
に供するものでございまして、これ
に私権を設定することは許されませ
ん、また私権を設定しなければならぬ
ようなものでございまして、そうい
うものを行政財産として設定すること
は間違ひである、かように考えます。

○阪上委員 そうすると、二百三十八
条の四の例外規定として二百三十八
条の六があるとは考えない、こういうこ
となんです。そしてその理由として
は二百三十八条の六はこれは市町村の
住民に与えられたところの権利であ
る、こういう解釈ですね。しかしそう
なると県有財産については、市町村民
がすでに既得権として持つておつた旧
慣によるところの権利というものは、
全然それに対して何らの権利も保有す
ることができない、こう解釈するので
すか。そこところはちょっとおかし
いじゃないですか。

○佐久間政府委員 法律二百三十八条
の六に書いてございまして、条文の
上から明らかに市町村の住民の権利で
ございまして、ここに書いてありま
す旧慣による使用権というものは、県
有財産の場合には、法律上はあり得な
いと思つております。もしこの県有財
産につきまして、従来からの慣行で事
実上それに類似した権利を持つてお
る者があるとしたらすれば、それがど
のような権利になるかにつきまして
は、実態につきましてよく検討をし
てみなければならぬと思つておりま
す。

いずれにいたしましても、行政財産
にいたします場合におきましては、公
用または公共用に供するものでなけれ
ばございませぬし、それが目的を妨げ
ない限度において使用を許されますの
は、二百三十八条の四の三項の場合で
なければなりませんので、お尋ねのよ
うに従来からそこに、内容はよくわか
りませぬけれども、はっきりとした私
権というものがあつたと思つた場合
に、その権利については周到に検討し
た上で行政財産にするかどうかを決定
する必要があるだらうと思ひます。

○阪上委員 二百三十八条の四の「行
政財産」ということばは、これは県の
財産に対してのみ言つてゐることなん
ですか。

○佐久間政府委員 二百三十八条の四
は、これは県も市町村も、および地方
公共団体の行政財産についての規定で
ございまして。

○阪上委員 そうすると県有財産につ
いては、在来から住民が入り会い権を
持つておつた。これははっきりしてお
るのです。これは山梨県の恩賜県有財
産管理条例の中で、こういった入り会
い権は認められておるわけなんです。組
合という形において認められておる、こ
ういうことだと思ふのであります。法
は別に住民というものを自然人だけに
規定しているわけじゃないと私は思ひ
ます。したがって法人だってみなこれ
は入るわけでありまして。そういうこ
とになると、県有財産の中におけるこ
ろの私権を認めておつた。それがこの
法の二百三十八条の六は該当しないけ
れども、それだからといってその私権
を抹殺して直ちに行政財産にするとい
う、そういう処置のしかたというもの
は正しいと思ひますか。私は法の違反

じゃないかと思うのですが、どうなん
でしょう。

○佐久間政府委員 今回の法の改正
は、従来からあります私権の存在を更
更する意図は毛頭持っておらないわけ
でございます。ただ財産管理の合理化
をはかります上から、行政財産、普通
財産の分類をきめて、それに相当いた
します管理の規定を整備いたしましたわ
けでございます。これを改正法によ
りまして行政財産に決定をいたします
場合には、従来からありました私権に
つきましては、十分な配慮を払うのが
当然だと考えております。

○阪上委員 私の言うのは、その場合
旧法によるところの、あれは何とい
いましたか、基本財産ですか、あるいは
特別の基本財産ですか、何かそうい
ったような区分にしていたのを、今回
区分を変えたんだ。そして公有財産と
いうものにしぼって、公有財産を分け
て普通財産と行政財産に区分したの
だ。ここまではわかるわけなんです。
そこで、その場合にその財産に対して
私権があったということなんです。入
り会い権なんというものは、これは昔
からずっとあるわけなんでありまし
て、そういったものがついておる場合
に、それを行政財産にすることに
よって当然そういう私権が排除されてしま
うかというのを私は聞いておるので
す。

○佐久間政府委員 一般的に申しまし
て、行政財産にすることによって従来
からありました私権を排除するという
ことは正しいかと思ひます。

○阪上委員 そうしますと、このいま
やらんとしている条例改正は法律違反

ですか。

○佐久間政府委員 この山梨県の条例
案によりまして、「国土保全又は恩賜
有財産経営のため必要あるものは、行
政財産とする。」という規定でござい
まして、おそれるこの規定の趣旨は、従
来からございまして県有財産を一切行政
財産にするということではなくして、
その中で公用または公共用に供するに
必要のあるものだけを行政財産にし
る、こういう趣旨であろうというふう
に読めますので、そういうふうな解釈
いたしますならば、この条例は別に法
令に違反するものではないと思ひま
す。

○阪上委員 二百三十八条の三項に、
「行政財産とは、普通地方公共団体に
おいて公用又は公共用に供し、又は供
することと決定した財産をいい、」云
云、こうなっております。ところが
がそういう行政財産を管理または処分
する場合に、二百三十八条の四がこれ
を受けまして、「行政財産は、これを賃
し付け、交換し、売り払い、譲与し、
若しくは出資の目的とし、又はこれに
私権を設定することができない。」こう
規定しておるわけですね。そうします
と、行政財産の扱いをすることに
よって、私権を設定することはできないの
ですから、私権はそこでなくなつてしま
うかということになるわけなんです
ね。それを条例で、公共の用または公
用に供する部分だけを行政財産とし
て、その部分の中に在来の旧慣によ
るところの入り会い権というものがあ
るわけなんです。それをその一部分、
あるいは大部分であるかもしれな
い、そういうような扱いをすること自
体が、法の二百三十八条の四に違反す

るのではないかという質問をしてお
るわけなんです。

○佐久間政府委員 実はこの山梨県の
財産管理条例案、必ずしも表現が明確
でない点もございまして、私どもの係
官が説明を聞きまして実態につきまし
ても、先生のおっしゃっております権
利の内容が、一休民法上の入り会い権
なのか、あるいは先ほど御指摘のあり
ました旧慣による使用権なのか、ある
いはそのほかの何か別な権利なのか、
その辺どうも実態がはっきりいたさな
いのでございまして、いずれにいたしま
しても、一般的に申しまして、私ども
はこの行政財産に決定をいたします場
合には、それによって従来ありました
私権というものは、今回の条例改正に
よって変更を来たすのだということ
は、法の意図しておるところではござ
いませんで、それらの権利の実態も
よく調べた上で、そういうものの侵害
にならないように措置がなされること
が望ましいと考えておるわけござい
ます。

○阪上委員 これは一方的であるかも
しれませんが、われわれのほうにそう
いうことをいろいろ相談にきた人たち
の意見を聞くと、山梨県知事は、この
十六万町歩になんかとする恩賜財
産を、行政財産にすることによって、
とかくいままでうるさいところの入り
会い権その他の問題を、この際きれ
いさっぱりこの法に基づいて解消してし
まう。その後、再びこれを普通財産な
り何なりの扱いに変えて処分してい
くという意図がありありと見えてお
る、こういうこと、非常な物議をかも
して、いろいろと事情を聞いてみま
す

と、そういう考え方というものは、推
測することができないものではない。

要するに、私権があった。それで行政
財産にすればもう私権は設定すること
はできない。法律はそうなっている。
きれいさっぱりとばつさりやつてしま
う、こういうことです。中には、それ
はうるさいから公共の用その他に用
いることもできないような場合も出て
くるので、知事としても困るというよ
うな場面もあるかもしれない。その辺
の真相については、私も十分承知して
おります。が、法文上の解釈からする
ならば、明らかに法を改正した意図と
離れた方向の形における条例改正が
出てきておる。あなたも先ほどそうお
っしゃったと思いますが、そういうこと
だと思ふのです。ところが、あなた
は、この前と同じように、これは違法
ではないのだ、こういうふうな解釈を
される。そこで、法制局どうでしょ
う。突然の問題だから、十分内容を御
検討されていないでしょうけれども、
法文上から見て、そういう私権がある
にかかわらず、それを排除してしま
うというふうな形になつてきたところ
のこの条例改正、これは確かに違法の
おそれがある、というふうには私は考
えるのですが、一つ御見解を伺いた
いと思ひます。

○山内政府委員 いまお話を伺つて考
えましてところによりまして、行政財
産にすることとが条例の一方的な
規定でできるかどうかというの、
私は非常な疑問に思つておるわけ
です。この改正地方自治法二百三十八
条の三項によりまして、「行政財産と
は、普通地方公共団体において公用又
は公共用に供し、又は供することと決

定した財産をいい、」となつておりま
するから、その行政財産の範囲という
のは、この地方自治法で大体きまつて
いるのではないかと申すのです。それ
と別のものを行政財産にするというこ
とで、かりに条例をそういうふうな規
定いたしますと、それを行政財産と無
理に呼ぶという意味で言うならともか
くも、それは地方自治法という行政財
産ではないと私は思ひますから、二百
三十八条の四の第一項の私権を設定す
ることとはできないという規定が働いて
こないのではないかと申すに私は
考へるわけなんです。それで、この行政財
産というか、公用または公共の用に供
するということは、実際に知事さんな
り、その他の機関の公用に供し、また
は公共の用に供する、そういうふう
にされた現実の姿の財産が行政財産とい
うふうな自治法で取り扱われるという
ことに相なるのだと思ひますが、やは
り公用なりあるいは公共の用に供する
というの、いままでの行政法の考え
方からいいますと、その前に、たとえ
ばその土地の地上権なり借地権を持
つていたり、あるいは入り会い権もそ
うなるだろうと思ひますけれども、それ
がなくなつていないと、公用ま
たは公共の用に直接供するということ
ができないのじゃないかというふう
に大体説かれておるのではないかと申
すわけなんです。ですから、いま行政財産
にすれば過去の権利が消滅してしまうか
という、むしろ行政財産にかりに無
理にしたところで、前の権利はやはり
残つておるというふうな考えのものが正
しいのではないかと、かように考へるわ
けです。御質問に対して的確な答え
になつておるかよくわかりませ

んけれども、そういうふうに考えます。

○阪上委員 そうしますと、公共の用に供し、あるいは公用に供し、これははっきりしていますね。現にそういうふうにしたのだから、それからまた、そういうことをするように決定した、そういうものについて初めてそこに行政財産というものが明確になつてくるのだ。したがって、条例等によつて——このところが、ちょっといまのあなたの言うのは、私にはわからなくなつてしまつたのだが……。したがつて、いまのような場合には、行政財産とすべきでない、こういう解釈ですね。それでいいわけですか。ちょっと一ぺん確認してください。

○山田政府委員 結局そういうことになると思うのですが、県の当局が公共用に供すると決定した場合に、自治法上行政財産という觀念になるだけのことでありまして、そういう財産が地方自治法では普通財産として取り扱われることになるだけの話というふうに私は考えているわけです。

○阪上委員 この法の解釈が非常にむづかしくなつてくる。しからば公用財産あるいは公共用財産、そういうことばがあるかどうか知りませんが、要するに公用とか公共用とかいうことについて、自治法にはどこにも明確な規定がないわけですね。そうすると、そういうものを、これが公用であり公共用であるということを決する機関は、当該都道府県ないしは市町村、こういうことになると思うのです。そうすると、条例を設けてこれをきめたというところ自体は、別に違法にはならぬ、こういう解釈も出てくると思う

のです。それとも、そういうことをやつたとしてもそれはやはり認めない、こういうことになるのかどうか。

○山田政府委員 そういうふうに無理にやりましても、それは地方自治法による行政財産ではないというふうに私は考えるわけです。

○阪上委員 あまり長く時間を費すのはどうかと思いますが、こういった問題はかなりはっきりした問題ではないかと思ひますので、これは自治省でよく検討していただきたい。やはりいまのような疑問が出てきております。知事が意圖しているのかどうかという問題につきましては、これは單なる推測にすぎませんが、そういったこともよく御判断いただく。しかし、地元の住民は、長い間の習慣により、入り会い権を持つてゐるのだということでありまして、これも嚴然たる事実だと私は思うのであります。したがつて、こういう条例をつくるということ、自治法に言う行政財産でないという解釈が成り立つということになれば、きわめて重大な問題である、こういうふうに考えます。しかもいま県会でやつてゐる。条例が通りますれば、やはり行政手続等を経て直接行政請求であるとか何とかという問題は持ち込んでこなければならぬということにもなりかねない。そういうことでありますので、この間の愛知県条例と同じように、速急に見解を出してもらいたい。これは間違つておるならば指導すべき点は指導して、できるだけ事前にそういうものは処理してもらふことが必要ではないかと思ひますので、このことを要求いたしましたして、私の質問は終わりたいと思ひます。

○佐久間政府委員 御趣旨に沿いますように努力をいたしたいと思います。

○田川委員長代理 本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会